



島根県報

平成20年 4月18日 (金)
第 1,975 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示	
生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出	(地域福祉課) 1
保安林予定森林	(森林整備課) 1
解除予定保安林(2件)	(") 2
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(水産課) 2
公 告	
都市計画変更の図書の縦覧	(下水道推進課) 3
選管告示	
政治資金規正法の規定に基づく寄附を受け、又は支出することができない団体	3
内水面漁管委告示	
平成20年度水産動植物の増殖計画	3

告 示

島根県告示第361号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年 4月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施 術 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
江角整骨院	簸川郡斐川町莊原2241 - 1	平成20年 3月31日

島根県告示第362号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年 4月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市邑生町字下ラント843 - 3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第363号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年4月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市旭町丸原127 - 1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第364号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年4月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
出雲市佐田町吉野字高坪649 - 7、字原650 - 3、字堂廻652 - 4、字大和屋662 - 8
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
出雲市佐田町吉野字高坪648 - 5、648 - 6、649 - 5、649 - 6、字原650 - 1
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第365号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成20年 4 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

海士町加入区（海士町漁業協同組合）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年 4 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画下水道

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第11号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成20年 4 月 1 日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成20年 4 月18日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
石橋純二後援会	石橋 純二	柘植 正範	邑智郡邑南町原村560 - 5
門脇清後援会	池田 道作	安部 健一	松江市八束町遅江1264
財間広光後援会	瀬尾 良基	安藤 彰治	大田市久手町刺鹿1475 - 2
平野均後援会	大庭 隆幸	青木 暢大	鹿足郡津和野町添谷95 - 1
藤原芳男後援会	定森 宏好	梶谷 和子	浜田市内田町584 - 1
本田哲三後援会	木村 勉	木村 勉	飯石郡飯南町頓原1198 - 2
山中正巳後援会	中川 武夫	山中 博和	隠岐郡海士町大字海士2759

内水面漁場管理委員会告示

島根県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第127条の規定に基づく平成20年度水産動植物の目標増殖量は次のとおりである。

平成20年 4 月18日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

1 水産動植物放流計画

河川名	あゆ		うなぎ	こい	ふな		すずき	やまめ	わかさぎ	えび	もくずがに
	(千尾)	卵	(千尾)	(千尾)	(千尾)	卵	(千尾)	(千尾)	卵	(kg)	(千尾)
	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)
内共第1号 穴道湖			25		40	1,500			2,000	550	
			500		1,000						
内共第2号 斐伊川	426.3		9.75		9			40.5			6
	2,000		195		90			395			120
内共第3号 神戸川(下流)	322.05		14.8		11.25		2.5	11.25			7
	2,550		370		90		20	300			140
内共第4号 神戸川(上流)	25		1.2		1.25			7			0.5
	150		30		10			160			10
内共第5号 神西湖					6					10	3
					60						80
内共第6号 江川	2,300	7,000	12		10		5	20			50
	11,500		400		100		250	150			35
内共第7号 八戸川	348		2					30			
	2,300		60					300			
内共第8号 周布川	51.8		3.3					16			3.3
	800		100					800			100
内共第9号 三隅川	120		1.2					4			1
	540		30					57			20
内共第10号 高津川	1,005		4.85		2			140			10
	6,500		103		28			1,155			1.4
総 計	4,598.15	7,000	74.1	0	79.5	1,500	7.5	268.75	2,000	560	80.8
	26,340		1,788	0	1,378		270	3,317			506.4

2 産卵場造成計画

(面積：㎡)

河川 \ 魚種	あゆ	うぐい	おいかわ(はえ)
内共第2号 斐伊川		115	
内共第6号 江川		1,000	
内共第7号 八戸川		2,000	
内共第9号 三隅川	1,250		
内共第10号 高津川	10,000		1,500